

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 9 月 4 日

日本商工会議所

監事 渡邊 靖彦 殿
監事 木村 忠昭 殿
監事 光井 一彦 殿

永和監査法人

代表社員 公認会計士

齊藤力丸

代表社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤嘉基

伊藤嘉基

当監査法人は、日本商工会議所の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの平成 19 年度の計算書類、すなわち、一般会計収支決算書、広報特別会計収支決算書、信用基金特別会計収支決算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、定款及び商工会議所会計基準に準拠して、日本商工会議所の平成 19 年度の収支の状況及び同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本商工会議所と当監査法人又は代表社員、業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成19年度事業報告書および平成19年度収支決算書について調査を遂げ、
その適法かつ正確であることを認めます。

平成20年9月16日

日本商工会議所監事

秋田商工会議所 会頭 渡邊 靖彦 

横須賀商工会議所 会頭 木村 忠昭 

宇部商工会議所 会頭 光井 一彦 

